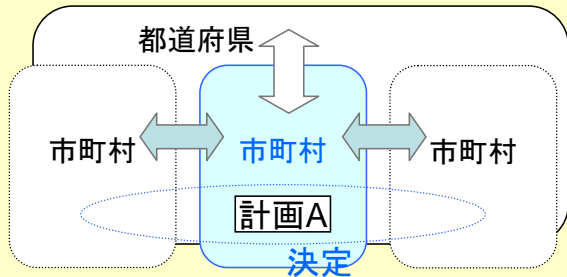
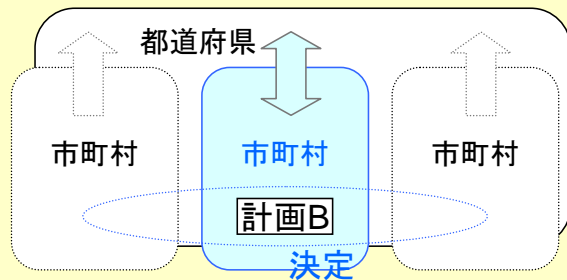


①市町村が関係市町村と調整して決定



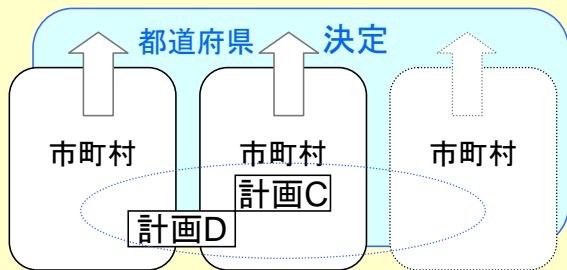
- ・現行制度では採用されていない。
- ・利害対立すれば、調整が成立せず、必要なものが決定できないおそれ。(調整を省けば、計画間不整合が生ずるおそれ)

②市町村が都道府県と調整して決定



- ・現行制度(市町村決定)
- ・調整の観点、関係市町村間の調整だけでなく、都道府県の都市計画との適合性担保を含む。(複数主体が定める「一体の都市計画」という特性)
- ・都道府県が必要に応じ関係市町村の意見聴取

③都道府県が関係市町村と調整して決定



- ・現行制度(都道府県決定)
- ・一の市町村を超える広域性・根幹性のあるもの
- ・一の市町村では的確に決定できないものについて、調整の内部化が図られているとみることができる。

○市町村の定める計画と都道府県の定める計画の一体性の確保

- ・現行法は、「市町村の定める都市計画」と「都道府県の定める都市計画」がバラバラに存在するのではなく、一体的・総合的に機能を発揮すべきものとしている。
- ※骨格から細部までが、図面上の整合まで求められる。
- ※市町村の定める都市計画は都道府県の定める都市計画に適合しなければならずこれらが抵触する場合に後者が優先するとする規定(都市計画法15条3・4項)は、上下関係を定めるというよりも、計画の強い一体性・整合性を確保しようとするもの。

- ・「他の市町村に影響を及ぼさないものについては調整不要」という考え方は、何がそれに該当するのかあらかじめ切り分けることが困難。
- ※影響を及ぼさないことが予測できる軽易な変更、地区計画の細目的内容については、調整不要としている。